

**第6期柳川市障がい福祉計画**  
**第2期柳川市障がい児福祉計画**

**令和3（2021）年3月**

**柳川市**



# 目次

<b>第1章 計画策定に当たって</b> .....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 福岡県の方針.....	3
4 計画の期間.....	3
5 計画の対象.....	4
6 国の考える基本指針の見直しにおける主なポイント.....	5
7 計画の策定体制.....	9
8 計画の基本理念.....	10
9 計画の基本目標.....	11
<b>第2章 障がいのある人を取り巻く現状</b> .....	12
1 人口・世帯.....	12
2 障がい者手帳等の所持者数.....	14
3 地域資源の状況.....	18
<b>第3章 福祉サービス等の数値目標</b> .....	21
1 障害者総合支援法等に基づくサービス.....	21
2 令和5年度の数値目標の設定.....	22
3 障がい福祉サービス.....	25
4 その他.....	33
5 地域生活支援事業.....	35
6 児童福祉法上のサービス等の見込み.....	40
<b>第4章 計画の推進</b> .....	42
1 計画の総合的な推進体制.....	42
2 計画の実施状況の検証.....	43
<b>参考資料</b> .....	44
1 柳川市障がい者自立支援協議会要綱.....	44
2 委員名簿.....	46



# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

近年、障がいのある人の高齢化、障がいの重度化、精神疾患の患者の増加などが進行し、障がい者施策のニーズは多様化しているといわれています。

国は平成30年度から令和4年度までの5か年を計画期間とする「第4次障害者基本計画」を定め、障がいのある人が必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えるとともに、地域社会における共生や差別の禁止など、障害者権利条約に基づく国際的協調を理念とする取組を実施しています。

平成25年に、平成18年に施行された「障害者自立支援法」が見直され、障がい者の範囲に難病患者等を追加し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などを行う、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」が施行されました。この約15年の間に、障がい者施策に関係する数多くの法律が制定され、「障害者の権利に関する条約」は平成26年1月に批准されました。

平成28年4月には障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。また、同年6月には障害者総合支援法が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成30年4月から施行されました。

本市では、「第5期柳川市障がい福祉計画・第1期柳川市障がい児福祉計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、障がい者を取り巻く環境や障がい者自身の意識の変化、法令改正への適切な対応などを踏まえ、病気や障がいの有無に関わらず、全ての市民が安心して地域で暮らせるまちづくりを目指し、令和3年度を初年度とする「第6期柳川市障がい福祉計画・第2期柳川市障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 根拠法令

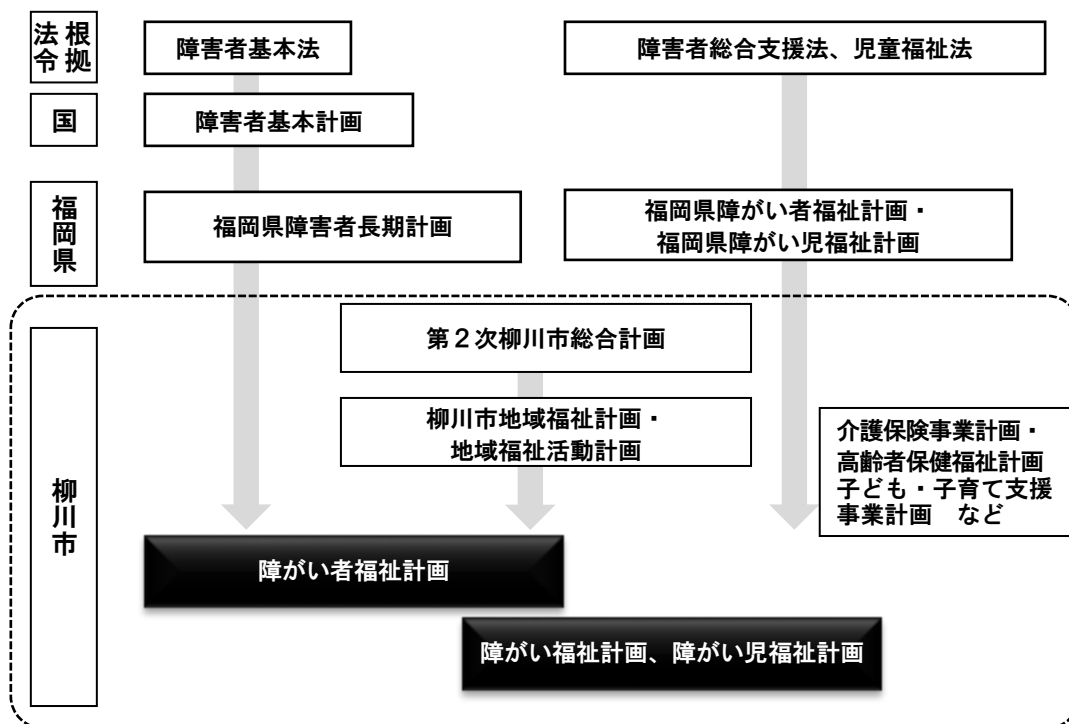
障がい福祉計画は、「障害者総合支援法」第 88 条、障がい児福祉計画は「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項に基づく、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」として、障がい福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画として位置づけています。

### (2) 法令、他の計画との関係

本市の上位計画である「第 2 次柳川市総合計画」・「柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画」など、その他関連計画とともに、国の法制度や指針、福岡県の計画との整合性を図り、策定しています。

本計画は、市の障がい者福祉の大綱を示す計画として、市の障がい者福祉施策の基本的方向性を示す「障がい者福祉計画」に沿って、市の障がい福祉サービス等の具体的な数値を定め、総合的に推進を図ります。

<法令、他の計画との関係>



### 3 福岡県の方針

福岡県では、平成 27 年度に、「福岡県障害者長期計画」を策定しています。

この計画は、「障害のある人もない人も等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という基本理念を実現するために、「障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援」、「地域社会における共生等」、「障害を理由とする差別の解消」、「当事者本位の総合的な支援」、「障害特性等に配慮した支援」、「アクセシビリティの向上」、「総合的かつ計画的な取組の推進」の7点を基本的視点として掲げ、それぞれ現状の課題を分析し、今後、福岡県が取り組む施策を定めており、市の障がい者計画の基本となるものです。

### 4 計画の期間

計画期間は、令和3年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とする3か年計画とします。ただし、国の障がい者福祉政策の見直し等があった場合や、社会情勢の変化やニーズに対応するため、必要に応じ計画を見直します。

平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
柳川市障がい者福祉計画（9年間）									
第4期	第 5 期			第6期柳川市障がい福祉計画（3年間）			次期		
-	第 1 期			第2期柳川市障がい児福祉計画（3年間）			次期		

## 5 計画の対象

本計画の対象は、平成 23 年に改正された「障害者基本法」の定義に則り、次のとおりとします。

- 身体障がい者
- 知的障がい者
- 精神障がい（発達障がいを含む）者
- 難病患者等
- その他の心身の機能に障がいのある人で、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

（参考）障害者基本法第2条「障害者の定義」

- 1 障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。



## 6 国の考える基本指針の見直しにおける主なポイント

市町村・都道府県の第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画は、現行の計画期間が令和2年度末までとなっています。国は令和2年1月17日に開催された社会保障審議会障害者部会において、令和3年度を初年度とする第6期計画の作成に関する基本指針を見直しました。見直した基本指針の主なポイントを以下のように取りまとめました。

### (参考) 国の「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の基本指針」のポイント

地域における生活の維持及び継続の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域生活支援拠点等の機能の充実を進める</li> <li>○日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討をする</li> </ul>
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する</li> <li>○ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む</li> </ul>
福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる</li> <li>○就労定着支援事業の利用促進を図り、障がい者が安心して働き続けられる環境整備を進める</li> <li>○地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進とともに多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する</li> </ul>
「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む</li> </ul>

<p>発達障がい者等支援の一層の充実</p>	<p>○発達障がい者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者等の家族等に対する支援体制の充実を図る</p> <p>○発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む</p>
<p>障がい児通所支援等の地域支援体制の整備</p>	<p>○難聴障がい児の支援体制について、取組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む</p> <p>○児童発達支援センターや障がい児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する</p> <p>○障がい児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む</p> <p>○自治体における重症心身障がい児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する</p>
<p>障がい者による文化芸術活動の推進</p>	<p>○国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障がい者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む</p>
<p>障がい福祉サービスの質の確保</p>	<p>○多様となっている障がい福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む</p>
<p>福祉人材の確保</p>	<p>○関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む</p>
<p>その他</p>	<p>○相談支援体制の充実を強化する</p> <p>○障がい児通所支援体制の教育施策との連携を行う</p>

出典：厚生労働省 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

(参考) 法令などの主な改正動向

<p>障害者虐待防止法 〔平成 24 年 10 月 1 日施行〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者に対する虐待を発見した人の通報義務</li> <li>○虐待に関する相談窓口の整備を自治体に義務付け</li> </ul>
<p>地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律 〔平成 25 年 4 月 1 日施行〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法の制定</li> <li>○制度の谷間のない支援の提供（難病）</li> <li>○障がい程度区分から障がい支援区分へ改正</li> </ul>
<p>障害者権利条約 〔平成 26 年 1 月 20 日批准承認〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者の固有の尊厳の尊重を促進</li> </ul>
<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法） 〔平成 28 年 4 月 1 日施行〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいを理由とする差別的取扱いの禁止</li> <li>○合理的配慮の提供</li> </ul>
<p>成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法） 〔平成 28 年 5 月 13 日施行〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成年後見制度利用促進委員会の設置</li> </ul>
<p>ニッポン一億総活躍プラン 〔平成 28 年 6 月 2 日閣議決定〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者、難病患者、がん患者などの活躍支援</li> <li>○地域共生社会の実現</li> </ul>
<p>発達障害者支援法の一部を改正する法律 〔平成 28 年 8 月 1 日施行〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発達障がい者支援地域協議会の設置</li> <li>○発達障がい者支援センター等による支援に関する配慮</li> </ul>
<p>障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 〔平成 30 年 4 月 1 日施行〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自立生活援助の創設（円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行うサービス）</li> <li>○就労定着支援の創設（就業に伴う生活課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を行うサービス）</li> <li>○高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用</li> <li>○障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（障がい児福祉計画の策定義務付け）</li> <li>○医療的ケアを要する障がい児に対する支援 〔2016（平成 28）年 6 月 3 日施行〕</li> </ul>
<p>地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 〔令和 3 年 4 月 1 日施行〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援</li> <li>○介護人材確保及び業務効率化の取組の強化</li> <li>○社会福祉連携推進法人制度の創設</li> </ul>

(参考) 国の障害者基本計画(第4次)の概要〔平成29年度策定〕

策定趣旨 位置付け	障害者基本法第11条第1項の規定に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画に位置付けられる
計画期間	平成30年度から令和4年度までの5年間
基本原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域社会における共生等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会を構成する一員として、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会の確保</li> <li>・地域社会において、他の人々と共生することを妨げられず、どこで、誰と生活するかについて選択する機会の確保</li> <li>・言語(手話を含む)、その他の意思疎通のための手段について、選択する機会の確保</li> <li>・情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大</li> </ul> </li> <li>○差別の禁止 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者差別その他の権利利益を侵害する行為の禁止</li> <li>・社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供</li> </ul> </li> <li>○国際的な協調の下での共生社会の実現</li> </ul>
各分野に共通する 横断的視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○条約の理念の尊重及び整合性の確保の観点から、障がい者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体と捉える</li> <li>○社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上</li> <li>○当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援</li> <li>○障がい特性等に配慮したきめ細かい支援</li> <li>○障がいのある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援</li> <li>○PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進</li> </ul>
施策の円滑な推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○連携・協力の確保</li> <li>○理解促進・広報啓発に係る取組等の推進</li> </ul>
各分野の障がい者施策の基本的な方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全・安心な生活環境の整備</li> <li>○情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</li> <li>○防災、防犯等の推進</li> <li>○差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</li> <li>○自立した生活の支援・意思決定支援の推進</li> <li>○保健・医療の推進</li> <li>○行政等における配慮の充実</li> <li>○雇用・就業、経済的自立の支援</li> <li>○教育の振興</li> <li>○文化芸術活動・スポーツ等の振興</li> <li>○国際社会での協力・連携の推進</li> </ul>

出典：内閣府

## 7 計画の策定体制

### (1) 策定体制

#### ①柳川市

本計画の策定・見直しに関しては、柳川市障がい者自立支援協議会が調査・審議等を行い、市長の承認を経て計画を決定します。

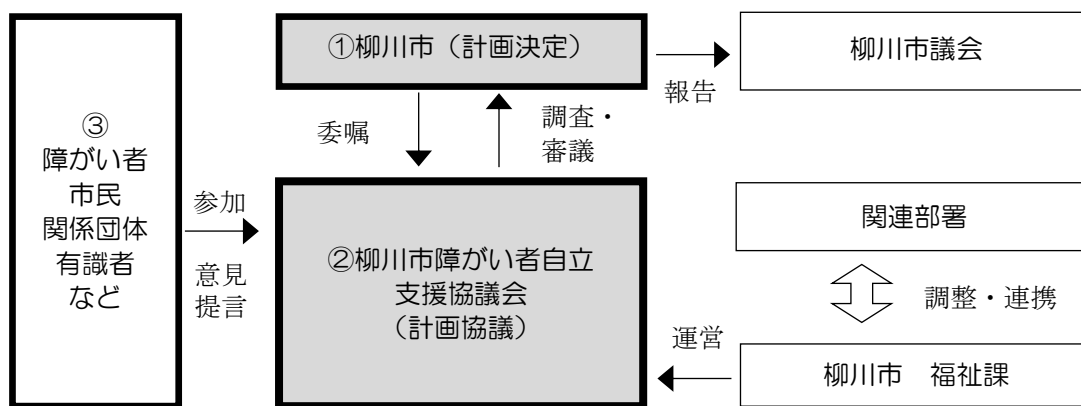
決定した計画は市議会に報告します。

#### ②柳川市障がい者自立支援協議会

相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、保健・医療機関関係者、学識経験者、障がい者当事者団体などの参画を得て「柳川市障がい者自立支援協議会」を設置し、本市の障がい者を支える方々からの幅広い意見を踏まえて内容を協議し、市長に計画案を提案します。

#### ③障がい者、市民、関係団体、有識者など

計画を推進する主体者、サービスの利用者として、アンケート、パブリックコメントなどを通して、計画全般にわたって積極的な意見を提案します。



## (2) 各種調査の実施概要

### ① 現行施策の進捗調査

庁内の関連各課における現行計画の事業状況、サービスの利用実態などを精査し、本計画の施策及びサービス提供体制の基礎資料とします。

### ② パブリックコメントの実施

計画素案については、パブリックコメントを実施し市民の意見を募りました。

## 8 計画の基本理念

市民の誰もが障がいの有無に関わらずその能力を最大限発揮しながら、安全で安心して生活できるよう、地域生活の支援、雇用・就労、生活環境の整備、保健・医療、教育・育成などソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を強力に推進して、「障がいのある人もない人も、共に支えあうまち 柳川」を基本理念として、3つの基本目標のもとに、全ての障がいのある人の自立と社会参加の実現を目指します。

### 【 基本理念 】

**障がいのある人もない人も、共に支えあうまち 柳川**

## 9 計画の基本目標

基本理念に基づき、前計画を継承し、3つの基本目標のもとに、全ての障がいのある人の自立と社会参加の実現を目指します。

### 基本目標1 住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるまち（自立支援体制の推進）

障がいのある人が、住み慣れた地域で、自分自身の生き方を主体的に選択・決定し、必要な援助を受けながら自立した生活を送ることができる社会の実現を目指します。

### 基本目標2 いきいきと社会参加できるまち（ノーマライゼーション社会の推進）

障がいのある人が特別視されることなく、地域の一員としていきいきと暮らせるように、高齢者なども含めた全ての方にやさしいまちを築くことが大切です。まずは、障がいのある人も気軽にまちに出ることが、ノーマライゼーションの第一歩です。そして市民一人ひとりが共に尊重し合い、支え合う気持ちがこれを推進していきます。

### 基本目標3 支え合い、共に生きるまち（障がい福祉環境の整備）

障がいのある人が、自己選択・自己決定を適切に行うためには、それを支える仕組みとして、必要な情報の提供、相談、サービスの利用援助、苦情解決、利用者の権利擁護などの充実に努めます。

各種の福祉サービスについても、その内容や効率性とのバランスを考慮しつつ、障がいのある人にとって利用しやすい場所で提供できるように努めます。

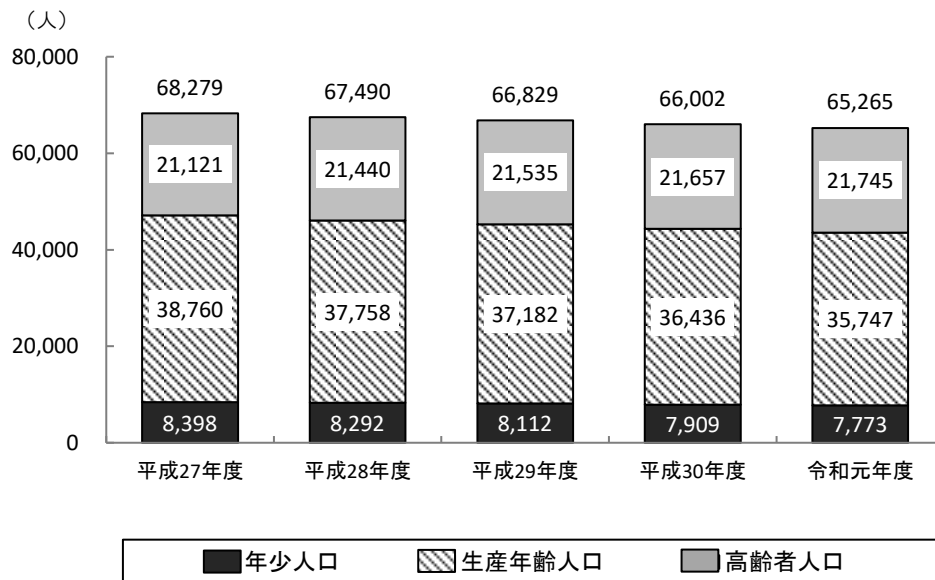
# 第2章 障がいのある人を取り巻く現状

## 1 人口・世帯

### (1) 人口の状況

全国や福岡県で人口減少が進む中、本市の人口も減少傾向にあり、令和元年度末には65,265人となっています。また、年齢3区分別人口をみると、高齢者人口（65歳以上）は平成27年度末の21,121人から令和元年度末には21,745人に増加している一方、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は、徐々に減少しており、高齢者人口の割合が次第に増加しています。

図表 年齢3区分別人口の推移 (各年度末現在)

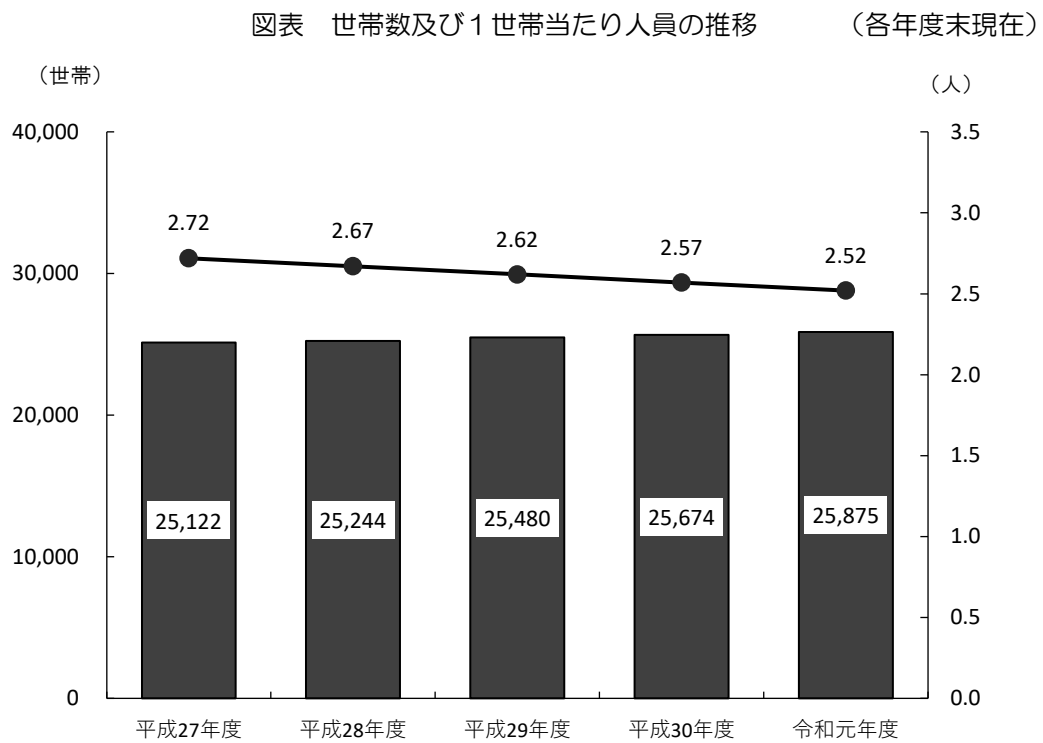


資料：住民基本台帳（各年度末現在）



## (2) 世帯の状況

世帯数は令和元年度末現在で 25,875 世帯となっており、平成 27 年度末以降減少しつつ増加しています。一方、1 世帯当たり人員は徐々に減少しており、平成 27 年度末は 2.72 人でしたが、令和元年度末には 2.52 人となっています。



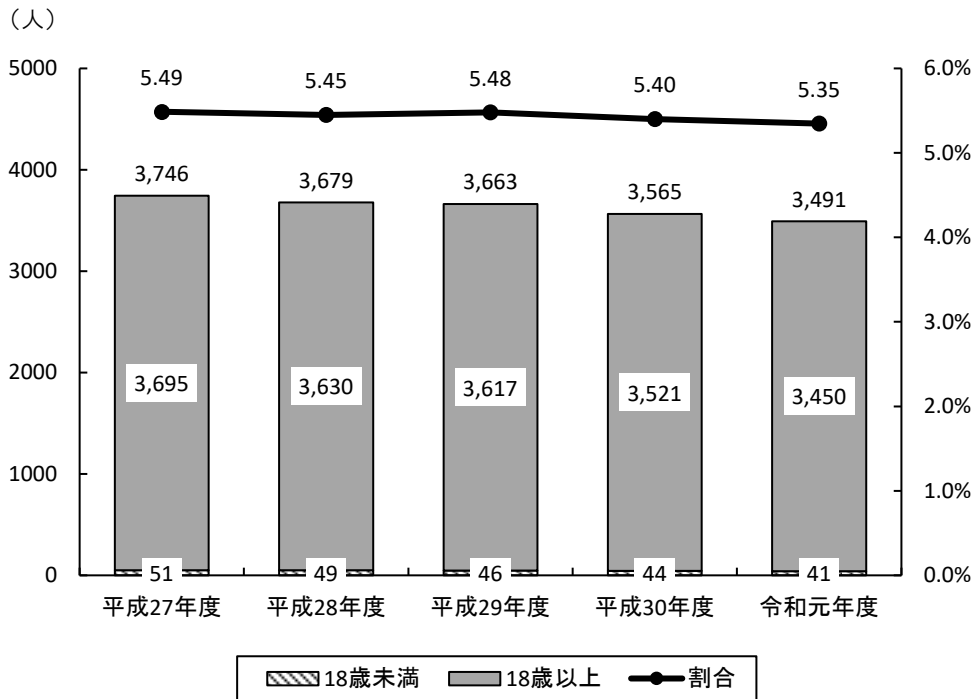
資料：住民基本台帳（各年度末現在）

## 2 障がい者手帳等の所持者数

### (1) 身体障がい者

身体障がい者手帳所持者は平成 27 年度以降徐々に減少しており、年齢層別にみると、18 歳以上が多数を占めています。

図表 身体障がい者手帳所持者数及び総人口に対する割合の推移 (各年度末現在)



(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
等級別	1 級	859	859	865	1,033	1,025
	2 級	591	567	556	565	544
	3 級	650	634	634	546	528
	4 級	983	956	960	876	860
	5 級	382	380	374	301	293
	6 級	281	283	274	244	241
種類別	視覚障がい	347	319	302	271	249
	聴覚・平衡機能障がい	325	311	308	302	306
	音声・言語機能障がい	38	38	39	37	36
	肢体不自由	1,981	1,945	1,922	1,863	1,825
	内部障がい	1,055	1,066	1,092	1,092	1,075
合 計		3,746	3,679	3,663	3,565	3,491

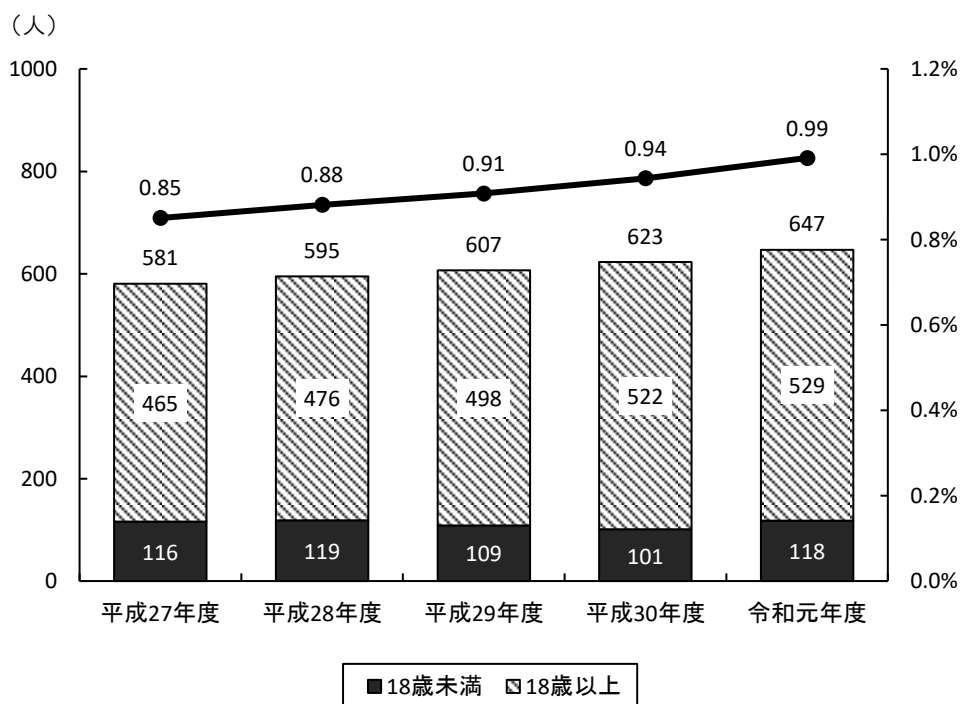
資料：市福祉課 (各年度末現在)

## (2) 知的障がい者

療育手帳所持者数を年齢層別にみると、18歳未満は増減を繰り返しています。18歳以上は年々増加しており、平成27年度末には465人でしたが、令和元年度末には529人となっています。

程度別にみると、A判定は増減を繰り返していますが、B判定は平成27年度から令和元年度にかけて増加傾向にあります。

図表 療育手帳所持者数及び総人口に対する割合の推移 (各年度末現在)



(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
程度別	A判定	317	324	322	308	334
	B判定	264	271	285	315	313
合計		581	595	607	623	647

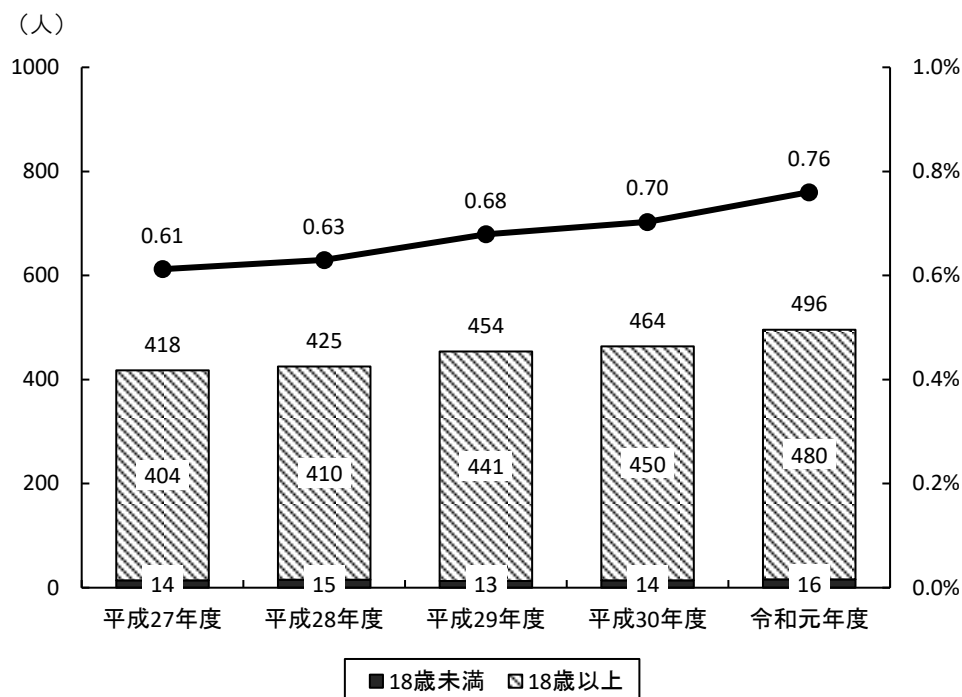
資料：市福祉課 (各年度末現在)

### (3) 精神障がい者

精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成27年度末には0.61%でしたが、令和元年度末には0.76%となっています。

等級別にみると、2級が平成27年度末から令和元年度末にかけて61人増加しています。

図表 精神障がい者保健福祉手帳所持者数及び総人口に対する割合の推移 (各年度末現在)



(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
等級別	1級	40	38	45	47	51
	2級	291	295	317	329	352
	3級	87	92	92	88	93
合計		418	425	454	464	496

資料：市福祉課 (各年度末現在)

#### (4) 難病患者等

本市の特定医療（指定難病）受給者証の所持者は、令和元年6月1日現在で510人です。また、小児慢性特定疾病医療受給者証の所持者は令和2年3月31日現在で40人です。

医療費助成の対象となる疾病は、平成26年12月までは56疾病でしたが、対象疾病の見直しがなされ、令和元年には333疾病が助成対象疾病となっています。

一方、平成25年4月、難病等が障害者総合支援法の対象となり、障がい福祉サービスが受けられるようになりました。当初の対象疾病は130疾病でしたが、見直しを受け令和元年には361疾病に拡大されています。

図表 特定医療（指定難病）受給者証の所持者数

(単位：人)

疾患群	平成29年度	平成30年度	令和元年度
神経・筋	184	182	191
代謝系	8	8	9
皮膚・結合組織疾患	25	21	21
免疫系	84	75	76
循環器系	7	8	6
血液系	14	11	11
腎・泌尿器系	5	6	9
骨・関節系	52	45	40
内分泌系	10	8	10
呼吸器系	22	19	17
視覚系	14	14	10
消化器系	141	109	110
計	566	506	510

資料：南筑後保健福祉環境事務所（各年6月1日現在）

※平成29年4月⇒330疾患、平成30年4月⇒331疾患、令和元年7月⇒333疾患へそれぞれ拡大。

図表 小児慢性特定疾病医療受給者証の所持者

(単位：人)

疾患群	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1悪性新生物	4	6	7
2慢性腎疾患	3	2	2
3慢性呼吸器疾患	1	1	1
4慢性心疾患	7	6	6
5内分泌疾患	13	13	11
6膠原病	2	2	4
7糖尿病	1	1	1
9血液疾患	2	3	2
10免疫疾患	2	4	3
11神経・筋疾患	3	1	1
12慢性消化器疾患	0	0	2
計	38	39	40

資料：南筑後保健福祉環境事務所（各年度3月31日現在）

※平成29年4月⇒14疾患群722疾病、平成30年4月⇒16疾患群756疾病、令和元年7月⇒16疾患群762疾病へそれぞれ拡大。

### 3 地域資源の状況

#### (1) 障がい福祉サービス等提供事業所

市内で障がい者及び障がい児に対する支援やサービスを提供する事業所数は、下表のとおりです。

図表 障がい福祉サービス提供事業所

サ ー ビ ス 項 目	事業所数（か所）
居宅介護	9
重度訪問介護	7
同行援護	1
行動援護	1
重度障がい者等包括支援	0
生活介護	7
自立訓練（機能訓練）	0
自立訓練（生活訓練）	1
就労移行支援	1
就労継続支援A型	4
就労継続支援B型	8
就労定着支援	0
療養介護	1
短期入所（福祉型・医療型）	5
自立生活援助	0
共同生活援助	8
施設入所支援	3
地域生活支援拠点等	1
計画相談支援	5
地域移行支援	5
地域定着支援	5
児童発達支援	4
医療型児童発達支援	0
放課後等デイサービス	7
保育所等訪問支援	1
居宅訪問型児童発達支援	0
福祉型児童入所施設・医療型児童入所施設	2
障がい児相談支援	3

資料：福岡県指定事業所一覧（令和2年10月1日現在）

## (2) 地域生活支援事業

市内で地域生活支援事業を提供している事業所は以下のとおりです。

図表 地域生活支援事業提供事業所

### 【必須事業】

事業項目	事業所数(か所)	備考
理解促進研修・啓発事業	1	
自発的活動支援事業	1	
相談支援事業	6	
成年後見制度利用支援事業	1	
成年後見制度法人後見支援事業	0	
意思疎通支援事業	1	
日常生活用具給付等事業	30	
手話奉仕員養成研修事業	1	
移動支援事業	8	
地域活動支援センター機能強化事業	0	

### 【任意事業】

事業項目	事業所数(か所)	備考
訪問入浴サービス	1	
日中一時支援	8	

## (3) 相談支援

障がいに関する市内の相談支援事業所は下表のとおりです。

図表 相談支援事業所

事業所区分	事業所数(か所)
指定一般相談支援事業所	5
指定特定相談支援事業所	5
指定障がい児相談支援事業所	3

資料：福岡県指定事業所一覧（令和2年10月1日現在）

#### (4) 福祉避難所

災害時の「福祉避難所」「福祉避難施設」は以下のとおりです。ただし、災害の規模や災害時の情勢によって開設されており、全ての災害時において開設されていないのが現状です。

今後も、障がいのある方や高齢者などの要支援者優先の避難所の確保に向け、担当部署と協議を進めます。

##### ●福祉避難所（避難行動要支援者用）

	施設名	所在地	電話番号	床面積 (㎡)	収容可能人員 (人)	階層
1	柳川総合保健福祉センター	柳川市上宮永町 6-3	75-6200	322	53	2階建
2	大和総合保健福祉センター	柳川市大和町栄 234	76-4833	196	32	2階建
3	三橋総合保健福祉センター	柳川市三橋町正行 476	72-7111	129	21	2階建

資料：柳川市地域防災計画

##### ●福祉避難施設（大規模災害時/障がい用）

	施設名	所在地	電話番号	収容可能人員 (人)	階層
1	第二白梅学園	柳川市矢加部 539	72-0012	1	2階建
2	第三白梅学園	柳川市矢加部 539-1	74-0035	2	2階建
3	養徳苑	柳川市東蒲池 265	73-3043	5	2階建
4	健康荘	柳川市金納 301-5	74-1766	4	3階建
5	第1宝箱 そらまめ	柳川市三橋町蒲船津 1237-7	73-8849	3	2階建

資料：柳川市地域防災計画

#### 【参考】

##### ●第1次避難所（自主避難施設）

市民文化会館、大和生涯学習センター、三橋生涯学習センター、各地区のコミュニティセンター

##### ●第2次避難所（大規模災害時）

市内各地区小・中学校、市民体育館、大和B&G海洋センター、三橋体育センター

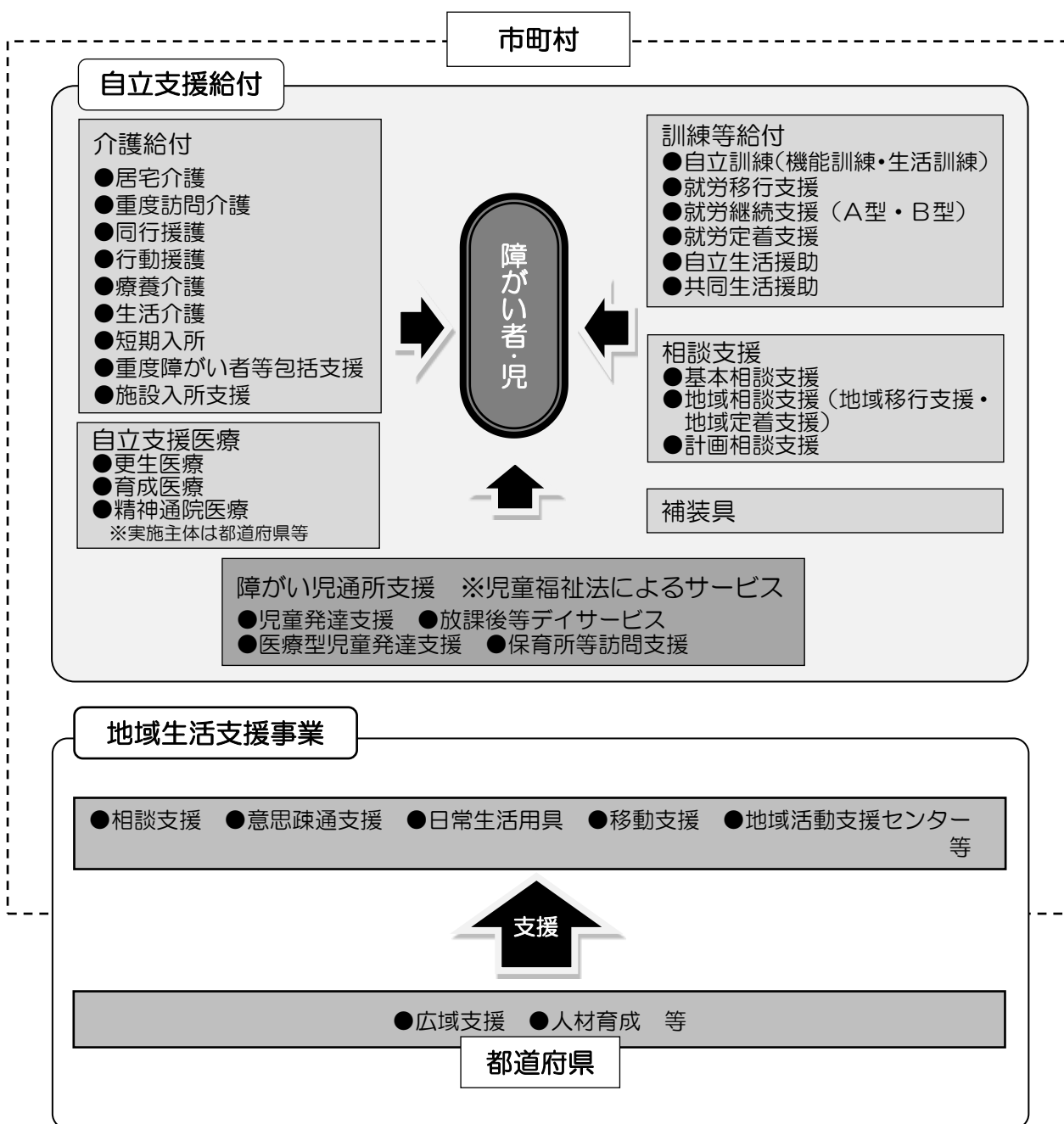


# 第3章 福祉サービス等の数値目標

## 1 障害者総合支援法等に基づくサービス

障害者総合支援法等によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

なお、自立支援給付は「障がい福祉サービス（介護給付・訓練等給付）」「自立支援医療」「補装具」に分けられます。



## 2 令和5年度の数値目標の設定

国の基本指針に基づき、地域における課題等を踏まえ、令和5年度末における数値目標を設定しました。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域移行を進める観点から、令和元年度末時点において福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立支援事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定することとなっています。

項 目	数 値	備 考
令和元年度末の施設入所者数	125人	
令和5年度末の施設入所者数	119人	
施設入所者数の削減見込	6人	
令和2年度から令和5年度末までの地域生活移行者数	8人	施設入所からグループホーム等への移行見込

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

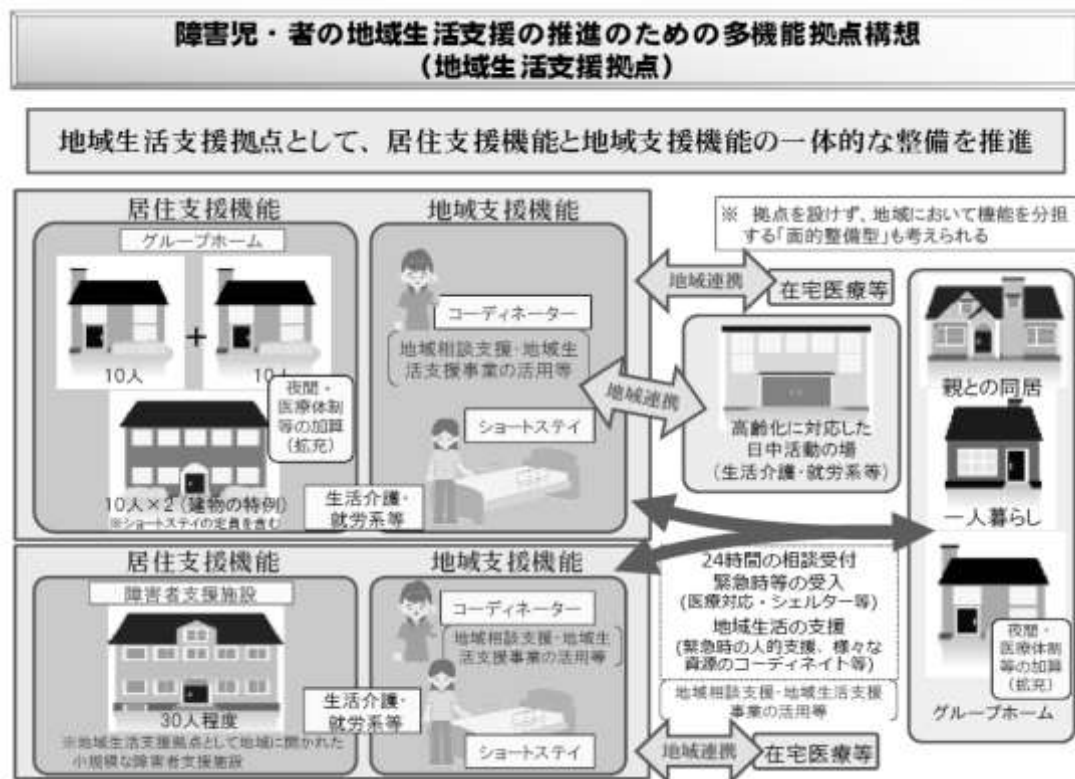
精神障がいの有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、障がい保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築することとされています。柳川市においても保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置及び地域包括ケアシステムを構築することを目標としていきます。

項 目	目標年度	備 考
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	令和5年度	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各圏域に少なくとも一つを確保しつつ、協議会等を活用して年1回以上運用状況を検証・検討するとされています。地域生活支援拠点とは、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるため、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入れ対応体制の確保など、今後障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、居住支援機能と地域支援機能の一体的で多機能型の施設（それぞれの機能を分担した面的な整備もある。）をいいます。柳川市においても平成31年4月より拠点事業の面的整備を始めています。今後は、面的整備の更なる充実を目指していきます。

項 目	数 値	備考
地域生活支援拠点の整備数	1か所（コーディネート施設）	
運用状況の検証・検討実施回数	2回	



#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度までに一般就労に移行する者の目標値について設定しています。

項 目	数 値
年間一般就労移行者数	13 人
就労移行支援事業からの一般就労	6 人
就労A型事業からの一般就労	6 人
就労B型事業からの一般就労	1 人
就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者の割合	7割以上
就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所	7割以上

## (5) 相談支援体制の充実強化等

相談支援体制の充実・強化を目指すため、令和5年度末までに各市町村で総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とし、市町村単独で実施が困難な場合には、圏域での実施も可能とされています。

柳川市においては、令和3年4月から基幹相談支援センターを設置し相談支援体制の充実・強化を図ります。

項 目	数 値	備 考
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	

## (6) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上させるため、令和5年度末までに各市町村で取組を実施する体制を構築することとされています。

今後、柳川市においても障がい福祉サービス等の質の向上を図るための体制整備をすることを目標としていきます。

項 目	目 標	備考
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	1人	
福祉サービス事業所や関係自治体等との共同実施回数	1回	

### 3 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスについて、国の基本指針に基づき、事業の内容、過去の実績から想定される令和5年度までの見込量を設定しました。

#### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、主に障がい者の居宅等でサービスを受けるサービスです。

サービス名	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、介護や家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般に関する援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、又は重度の知的障がい・精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性が特に高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的にを行います。

#### 【見込量の考え方】

第5期の利用者数は、見込みを下回り横ばいですが、今後、障がい者の高齢化が進み、在宅のニーズが増加することが見込まれることから、第6期は増加を見込んでいます。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単 位	第5期（実績）			第6期（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	利用者数/月	78	82	88	95	101	107
同行援護 重度障がい者等包括支援	時間/月	2,095	2,255	2,789	3,126	3,478	3,830

※令和2年度は見込み

#### 【今後の方針】

事業者に対して、広く情報提供を行うなど、介護保険事業所をはじめ多様な事業者の参入促進を図るとともに、障がいの状態に適切に対応できる体制づくりを進めます。

## (2) 日中活動系サービス

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に昼間、通所施設において、入浴・排せつ・食事等の介護など、必要な日常生活上の支援や、創作的活動・生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。(障がい程度区分が区分3以上、50歳以上の場合は区分2以上の人が対象となります。また、障がい者支援施設に入所する場合は区分4以上、50歳以上の場合は区分3以上の人が対象です。)
自立訓練(機能訓練)	身体障がい者や難病患者に対して、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談や助言などの支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	知的障がい者や精神障がい者に対して、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や助言などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識や、能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識や能力の向上に必要な訓練などを行います。
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動などの機会の提供、知識や能力の向上に必要な訓練などを行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題を把握し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	病院での医療的ケアを必要とし、常に介護を必要とする障がい者に対して、主に昼間、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気などで介護を行うことができない場合に、障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

### ①生活介護

#### 【見込量の考え方】

第5期は、利用者数・利用日数共に見込みを下回っていましたが、利用量は増加傾向にあります。この第5期の実績をもとに、第6期の利用量を見込んでいます。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第5期(実績)			第6期(計画)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用者数(人/月)	184	185	190	195	200	205
	利用日数(人日/月)	3,674	3,705	3,830	3,850	3,870	3,890

※令和2年度は見込み

#### 【今後の方針】

地域での生活を進めていく上で、生活介護は重要となります。そのため、利用希望者に事業所情報の提供に努めます。

## ②自立訓練

### ア 機能訓練

#### 【見込量の考え方】

第5期は、利用者数・利用日数共に見込みを下回ったものの、利用量は増加しています。この第5期の実績に基づき、第6期の利用量を見込んでいます。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単 位	第5期（実績）			第6期（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
機能訓練	利用者数（人/月）	1	1	1	2	3	4
	利用日数（人日/月）	8	22	24	40	60	80

※令和2年度は見込み

### イ 生活訓練

#### 【見込量の考え方】

第5期は、利用者数・利用日数共に見込みを下回ったものの、利用量は近年増加しています。この第5期の実績に基づき、第6期の利用量を見込んでいます。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単 位	第5期（実績）			第6期（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活訓練	利用者数（人/月）	11	3	5	10	12	14
	利用日数（人日/月）	198	56	75	150	180	210

※令和2年度は見込み

#### 【今後の方針】

事業所を明確に把握し、利用希望者に事業所情報の提供に努めます。現在の身体障がい者リハビリテーションセンター、知的障がい者施設をはじめとする関係サービス事業所の活用を図ります。

## ③就労移行支援

#### 【見込量の考え方】

第5期では、見込みを下回り、利用量は横ばい傾向にあります。しかし、第6期は、地域移行と福祉施設から一般就労への移行の推進により、増加を見込んでいます。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第5期（実績）			第6期（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	利用者数（人/月）	25	21	20	25	27	29
	利用日数（人日/月）	439	378	350	462	511	565

※令和2年度は見込み

【今後の方針】

事業所を明確に把握し、利用希望者に事業所情報の提供に努めます。

④就労継続支援（A型）

【見込量の考え方】

第5期は、利用者数・利用日数共に見込みを下回ったものの、利用量は増加しています。この第5期の実績に基づき、第6期の利用量を見込んでいます。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第5期（実績）			第6期（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（A型）	利用者数（人/月）	84	85	89	95	100	105
	利用日数（人日/月）	1,649	1,682	1,770	1,900	2,000	2,100

※令和2年度は見込み

【今後の方針】

事業所を明確に把握し、利用希望者に事業所情報の提供に努めます。広域的な利用の視点から、市民の利用について近隣のサービス事業所と調整を行います。

⑤就労継続支援（B型）

【見込量の考え方】

第5期の利用者数は見込みを大幅に上回る利用があり、かつ増加傾向となっています。この傾向を受けて、第6期も増加を見込んでいます。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第5期（実績）			第6期（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（B型）	利用者数（人/月）	148	163	187	214	245	280
	利用日数（人日/月）	2,750	2,992	3,400	3,890	4,500	5,100

※令和2年度は見込み



【今後の方針】

事業所を明確に把握し、利用希望者に事業所情報の提供に努めます。広域的な利用の視点から、市民の利用について近隣のサービス事業所と調整を行います。

⑥就労定着支援

【見込量の考え方】

第5期の利用者数は、近年増加傾向です。この第5期の実績に基づき、第6期の利用量を見込んでいます。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第5期（実績）			第6期（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	利用者数（人/月）	2	2	3	4	5	6

※令和2年度は見込み

【今後の方針】

事業所を明確に把握し、利用希望者に事業所情報の提供に努めます。広域的な利用の視点から、市民の利用について近隣のサービス事業所と調整を行います。

⑦療養介護

【見込量の考え方】

第5期は、見込みを下回ったものの、利用量は増加しています。この第5期の実績に基づき、第6期の利用量を見込んでいます。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第5期（実績）			第6期（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	利用者数（人/月）	30	30	32	33	34	36

※令和2年度は見込み

【今後の方針】

施設等を明確に把握し、利用希望者に事業所情報の提供に努めます。柳川療育センターや近隣にある病院等との連携を図り、療養介護が必要な方に対するサービスの利用支援を行います。

## ⑧短期入所

### 【見込量の考え方】

第5期は、見込みを大幅に上回る利用があり、かつ増加傾向となっています。この傾向を受けて、第6期も増加を見込んでいます。

### 【サービスの推移と見込量】

	単 位	第5期（実績）			第6期（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所	実利用者数（人/月）	38	43	40	45	50	55
	利用量（人日/月）	162	205	180	200	225	250

※令和2年度は見込み

### 【今後の方針】

市民のニーズに応じたサービスが提供できるようサービス体制の確保に努めるとともに、事業所との連携を図ります。

## （3）居住系サービス

サービス名	内 容
共同生活援助（グループホーム）	主に夜間、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主に夜間、施設で入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などに、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

### ①共同生活援助（グループホーム）

#### 【見込量の考え方】

第5期の見込みを上回る増加がありました。この傾向を受けて、第6期も増加を見込んでいます。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単 位	第5期（実績）			第6期（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助（グループホーム）	人/月	72	78	89	102	116	133

※令和2年度は見込み

【今後の方針】

第6期の見込量が確保されるよう、グループホーム事業者の新規整備や定員増が推進される環境整備に努めます。

②施設入所支援

【見込量の考え方】

第5期は、見込みを下回っており、減少傾向にあります。この傾向を受けて、第6期も減少を見込んでいます。

【サービスの推移と見込量】

	単位	第5期（実績）			第6期（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	人/月	130	125	123	121	120	119

※令和2年度は見込み

【今後の方針】

施設入所支援については、障がい程度区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めていきます。

③自立生活援助

【見込量の考え方】

第5期は利用がありませんでした。しかし、第6期の利用量は増加することを目標としています。

【サービスの推移と見込量】

	単位	第5期（実績）			第6期（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	2	3

※令和2年度は見込み

【今後の方針】

第5期からの新しいサービスであるため、ニーズの把握に努め柔軟に対応します。

## (4) 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する障がい者に対して、サービス等利用計画の作成等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院等からの退所・退院に当たって、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

### ①計画相談支援

#### 【見込量の考え方】

第5期の見込みを上回る増加がありました。この傾向を受けて、第6期も増加を見込んでいます。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第5期（実績）			第6期（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	120	136	140	160	180	190

※令和2年度は見込み

#### 【今後の方針】

利用計画対象者の状況や、参入事業所の障がいの専門性等を勘案し、事業所の開拓を検討します。民間事業所における利用計画作成を支援するため、基幹相談支援センター・市・相談支援事業所の連絡会議を軸とし、各事業所の相談支援専門員を対象とした研修の開催、計画作成の質の向上の支援、相談支援に係る課題の共有等、体制づくりを構築していきます。

### ②地域移行支援

#### 【見込量の考え方】

第5期は利用がありませんでした。しかし、第6期の利用量は増加することを目標としています。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第5期（実績）			第6期（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	人/月	0	0	0	2	2	4

※令和2年度は見込み

#### 【今後の方針】

地域移行支援の対象者が入院・入所している障がい者であり、地域移行する際の移行先が、現在入院・入所している地域近郊となる利用者もいるため、事業者としては活動範囲が広域となります。今後も基幹相談支援センターや一般相談支援事業所と連携し、地域移行支援の体制づくりを進めていきます。

#### ③地域定着支援

##### 【見込量の考え方】

第5期は利用がありませんでした。しかし、第6期の利用量は増加することを目標としています。

##### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第5期（実績）			第6期（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域定着支援	人/月	0	0	0	2	2	4

※令和2年度は見込み

#### 【今後の方針】

基幹相談支援センターや一般相談支援事業所と連携し、単身生活する障がい者に対して、常時の相談体制を確保し、障がいの特性により生じた緊急の事態に対応できるよう体制づくりを進めていきます。

## 4 その他

### （1）発達障がい者等に対する支援

発達障がい児者の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みをもつ本人同士や発達障がい児者の家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図るサービスです。

#### 【見込量の考え方】

第6期からの新しいサービスです。下表のとおり目標を定めました。

【サービスの推移と見込量】

	単位	第6期（計画）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/年	0	0	3
ペアレントメンターの人数	人	0	0	1
ピアサポート活動への参加人数	人/年	0	0	3

【今後の方針】

第6期からの新しいサービスであるため、ニーズの把握に努め、柔軟に対応します。

(2) 精神障がいに対する支援体制

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制を計画的に推進する、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、関係機関の協議の場を設置し、関連施策を展開します。

【見込量の考え方】

第6期からの新しいサービスです。下表のとおり目標を定めました。

【サービスの推移と見込量】

	単位	第6期（計画）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	0	0	2
精神障がい者の地域移行支援	人/月	1	1	2
精神障がい者の地域定着支援	人/月	1	1	2
精神障がい者の共同生活援助	人/月	43	49	55
精神障がい者の自立生活援助	人/月	1	1	2

【今後の方針】

南筑後保健福祉環境事務所、基幹相談支援センターを含めた相談支援事業所と連携しサービス提供に努めていきます。

## 5 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村及び都道府県が主体となって、その地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すものです。

### (1) 必須事業

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	自立した日常生活や社会生活を営むための、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	障がい者、保護者又は介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことで、自立した日常生活又は社会生活が行えるようにします。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者等の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人（以下「聴覚障がい者等」という。）に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	身体・知的・精神障がい児・者及び難病患者等の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修費を助成します。①介護・訓練支援用具②自立生活支援用具③在宅療養等支援用具④情報・意思疎通支援用具⑤排せつ管理支援用具⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）※用具は多種になります。詳細は福祉課まで。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、手話通訳者を養成します。
移動支援事業	聴覚や視覚などを含む身体や、精神・知的に障がいがあるため、屋外での単独移動が困難な人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。
地域活動支援センター機能強化事業	一般就労が難しい障がい者に創作活動、社会適応訓練、機能訓練、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります。

#### ①理解促進研修・啓発事業

##### 【サービスの推移と見込量】

	単 位	第5期（実績）			第6期（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【今後の方針】

基幹相談支援センターを含めた相談支援事業者との連携を図り、ニーズの把握に努め適切なサービスを提供していきます。

②自発的活動支援事業

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第5期（実績）			第6期（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【今後の方針】

関係機関との連携を図り、ニーズの把握に努め適切なサービスを提供していきます。

③相談支援事業

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第5期（実績）			第6期（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業所	有無	有	有	有	有	有	有
地域自立支援協議会	有無	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有

【今後の方針】

令和3年4月から、基幹相談支援センターを設置し柳川市の相談支援体制の強化を図ります。

④成年後見制度利用支援事業

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第5期（実績）			第6期（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	有無	有	有	有	有	有	有

【今後の方針】

基幹相談支援センターを含めた相談支援事業者との連携を図り事業を推進していきます。



⑤成年後見制度法人後見支援事業

【サービスの推移と見込量】

	単位	第5期（実績）			第6期（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無	無	無	有

【今後の方針】

基幹相談支援センターを含めた相談支援事業者との連携を図り事業を推進していきます。

⑥意思疎通支援事業

【サービスの推移と見込量】

	単位	第5期（実績）			第6期（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	延べ利用者数/年	85	87	89	90	92	94

※令和2年度は見込み

【今後の方針】

手話通訳者等の派遣や配置等を実施し、利用促進のための情報の周知徹底に努めます。また、手話講座等を開催し、人材の育成醸成に努めます。

⑦日常生活用具給付等事業

【サービスの推移と見込量】

	単位	第5期（実績）			第6期（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件/年	9	5	13	13	15	18
自立生活支援用具	件/年	9	7	13	13	15	18
在宅療養等支援用具	件/年	8	5	10	10	12	13
情報・意思疎通支援用具	件/年	15	7	11	12	14	15
排せつ管理支援用具	件/年	1,223	1,422	1,400	1,450	1,480	1,500
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	件/年	4	1	2	2	2	3

※令和2年度は見込み

【今後の方針】

現在行われている日常生活給付事業を継承し、給付見込を踏まえつつ、必要な予算確保に努めます。

## ⑧手話奉仕員養成研修事業

### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第5期（実績）			第6期（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	有無	有	有	有(中止)	有	有	有

### 【今後の方針】

感染症予防対策を徹底し、養成講座を開催します。また、奉仕員育成のため講座修了者を対象とした研修会を実施していきます。

## ⑨移動支援事業

### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第5期（実績）			第6期（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人/月	49	60	65	67	70	72

※令和2年度は見込み

### 【今後の方針】

障がい者の社会参加や余暇活動を進めるため、事業の周知を図るとともに、市及び近隣の事業所の連携を図ります。

## ⑩地域活動支援センター機能強化事業

隣接のみやま市に、地域活動支援センターが1か所あり、平成21年4月よりこれまでのⅢ型（実利用人員おおむね10名以上）からⅡ型（実利用人員おおむね15名以上）に変わり、事業内容も社会適応訓練などが追加されています。

### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第5期（実績）			第6期（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター機能強化事業	人/月	7	7	7	7	8	8

※令和2年度は見込み

### 【今後の方針】

地域活動支援センターがもつ特性や機能をうまく活かしていけるよう事業所との連携を図り、同時に市として地域福祉の担い手として事業所を支援していきます。

## (2) 任意事業

### ①日中一時支援事業

障がいのある人を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適應するための日常的な訓練を行います。

#### 【見込量の考え方】

第5期の実績に基づき、第6期を見込んでいます。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第5期（実績）			第6期（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	人/月	47	43	44	44	45	46

※令和2年度は見込み

#### 【今後の方針】

障がい者の社会参加や余暇活動を進めるため、事業の周知を図るとともに、市及び近隣の事業所の連携を図ります。事業を実施していく中で、問題や課題を検討し、事業所が参入しやすくなるよう、情報の提供に努めます。

### ②訪問入浴サービス事業

身体に障がいのある方の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

#### 【見込量の考え方】

第5期の実績に基づき、第6期を見込んでいます。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第5期（実績）			第6期（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	人/月	1	1	1	2	2	2

※令和2年度は見込み

#### 【今後の方針】

障がい者の社会参加や余暇活動を進めるため、事業の周知を図るとともに、市及び近隣の事業所の連携を図ります。

## 6 児童福祉法上のサービス等の見込み

### (1) 令和5年度の数値目標の設定

#### 【障がい児通所支援等の地域支援体制の整備】

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とし、市町村単独で設置が困難な場合には、圏域での設置も可能とされています。また、重症心身障がい児が身近な地域で支援が受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とし、市町村単独で設置が困難な場合には、圏域での設置も可能とされています。さらに、医療・障がい福祉等の関係機関が連携を図れるように、令和5年度末までに各市町村に協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等のコーディネーターを配置することを基本とし、市町村単独で設置が困難な場合には、圏域での設置も可能とされています。

柳川市においても検討を行い提供体制の整備をすることを目標としていきます。

項 目	数 値	備 考
児童発達支援センターの設置	1か所	
保育所等訪問支援の充実	1か所	
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1か所	
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1か所	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	有	
医療的ケア児等に関するコーディネーター	1人	

### (2) 児童福祉法上のサービス

サービス名	内 容
児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等と併せて、治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、その他必要な支援を行います。
福祉型児童入所支援、 医療型児童入所支援	施設等に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

サービス名	内 容
障がい児相談支援	障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する障がい児に、障がい児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置し、重症心身障がい児及びその家族が地域でいきいきと暮らせるよう支援を行います。
ペアレントメンター	発達障がいの子どもの育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行います。

児童福祉法に基づくサービスの量の見込みと確保策については、以下のとおりとします。

#### 【見込量の考え方】

各サービスとも、障がい児福祉計画の第1期の実績に基づき、第2期を見込んでいます。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単 位	第1期（実績）			第2期（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日/月	311	248	250	260	270	280
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	926	1,039	1,100	1,320	1,580	1,900
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	1	1	2	3
障がい児相談支援	人/年	188	216	180	190	200	210
居宅訪問型児童発達支援	利用量（日/月）	0	0	0	1	1	1
	実利用者数（人/月）	0	0	0	1	1	1
医療的ケア児支援調整コーディネーター	人	0	0	0	0	0	1

※令和2年度は見込み

#### 【今後の方針】

障がい児への支援や社会参加を推進するため、事業の周知を図るとともに、市及び近隣の事業所の連携を図ります。事業を実施していく中で、問題や課題を検討し、事業所が参入しやすくなるよう、情報の提供に努めます。新しいサービスについては、今後ともニーズの把握に努め、柔軟に対応します。

# 第4章 計画の推進

## 1 計画の総合的な推進体制

### (1) 関係所管・市民・関係団体等の連携と協働

本計画の推進に当たっては、市の関係所管の情報共有と連携を強化することで全庁的な協力体制を確保するとともに、行政と市民・障がい者関係団体・サービス事業者等の連携・協働を促進することで、市全体で障がい者の地域での自立生活を支援する体制を整えていきます。

### (2) 障がい者自立支援協議会

計画の進行管理については、柳川市障がい者自立支援協議会に現況を報告し、いただいたご意見を計画推進に活用していきます。

また、地域資源の活用・開発等に関する課題や実情を把握するため、必要な専門部会を設置し、適切な自立支援協議会の運営に努めます。

### (3) ひきこもりの支援体制

市では、福祉課にて相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、お話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。

#### 【対策と支援】

- 各種相談先及び支援機関の記載があるチラシを庁舎内外に広く配布し情報提供に努めます。
- ひきこもり相談には、市の関係部署（生活支援課、地域包括支援センターなど）や県保健福祉環境事務所などの関係機関と連携し、訪問を含めた支援に努めます。
- 相談者や本人・家族との信頼関係を築くことに努め、丁寧な対応を心掛けます。
- 既存の支援機関と連携を強化し、気になるケースの早期発見と支援に努めます。
- 関係研修への担当職員の参加など、支援に係る人材育成に努めます。
- 柳川市障がい者自立支援協議会で情報を共有し、支援体制の確立と支援策を検討していきます。

### (4) 国の動向に対応した見直しについて

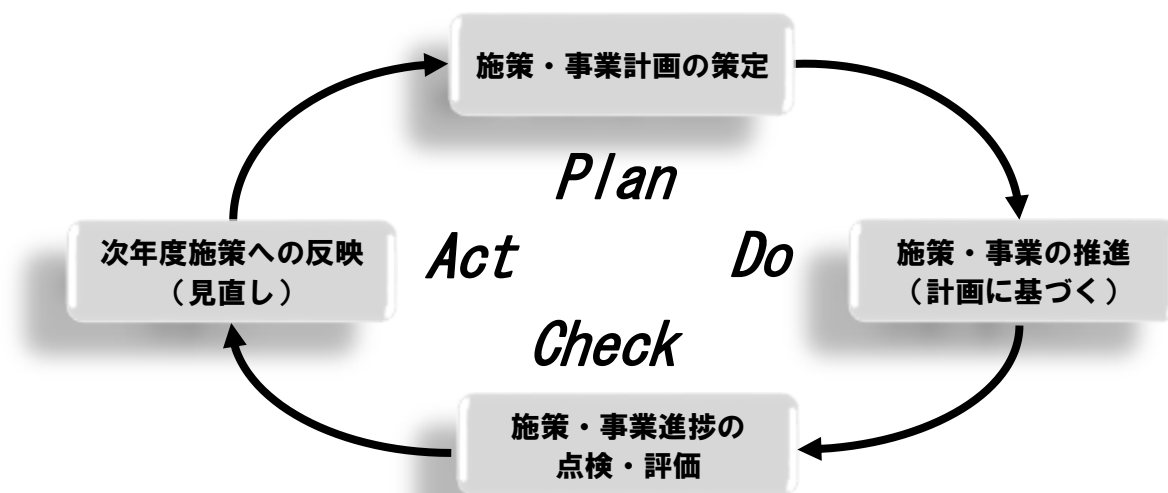
国における制度改正や見直しについては、随時その動向を踏まえつつ、本計画においても必要に応じて見直し等を行います。

また、それに関連する情報等においてもホームページや広報等において情報提供を行い、障がいのある人やその家族が利用しやすい環境づくりや事業参入しやすい体制づくりに努めます。

## 2 計画の実施状況の検証

本計画の実施状況については、柳川市障がい者自立支援協議会を中心に、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等サービス提供状況の報告及び検証することとし、必要に応じて障がい者本人や家族、関係団体、サービス事業者等の意見を聞く機会を設けます。

なお、これらは、国の基本指針を踏まえた「PDCAサイクル」のプロセスを用いたものとし、成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。



# 参考資料

## 1 柳川市障がい者自立支援協議会要綱

(設置)

第1条 柳川市に居住する障害者が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、一般相談支援事業及び特定相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する一般相談支援事業及び特定相談支援事業をいう。以下同じ。）の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として柳川市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 相談支援事業に関する事業評価
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整等
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (4) 障害者福祉計画に関する協議等
- (5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条に基づく障害者差別解消支援地域協議会に関する協議等
- (6) その他障害福祉の推進のために必要な協議、調整等

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織し、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。



- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。  
(個別ケア会議)

第7条 第2条各号に掲げる事項に係る個別的案件について協議するため、協議会において必要と認めるときは、臨時に個別ケア会議を置くことができる。

2 個別ケア会議は、協議会の委員及び委員の関係団体の職員のうち、当該案件の協議に必要な関係者をもって組織する。

3 個別ケア会議は、その設置目的を達成したときに解散する。

(守秘義務)

第8条 協議会及び個別ケア会議の委員は、会議等において知り得た個人に関する情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会及び個別ケア会議の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 別表（第3条関係）

##### 柳川市障がい者自立支援協議会委員構成

相談支援事業者
障害福祉サービス事業者
保健・医療機関関係者
教育・雇用機関関係者
障害当事者団体関係者
権利擁護団体関係者
地域ケアに関する学識経験者
関係行政機関の職員
その他協議会の目的を達成するため市長が必要と認める者

備考 この表において「地域ケア」とは、障害者、高齢者等が、介護や支援を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすため、地域全体で介護予防及び支援に取り組むことをいう。

## 2 委員名簿

No.	所 属	役職名等	氏 名	備考
1	社会福祉法人 柳川市社会福祉協議会	会長	大坪 正明	相談支援事業者
2	社会福祉法人学正会	第二・第三白梅学園 施設長	松井 公弘	障がい福祉 サービス事業者
3	社会福祉法人高邦福祉会	柳川療育センター 施設長	石橋 大海	
4	社会福祉法人かおりの里	理事・管理者	黒岩 保幸	
5	柳川山門医師会	医療法人翠甲会 甲斐病院 理事長・院長	甲斐 保	保健・医療機関 関係者
6	福岡県南筑後保健福祉環境 事務所	健康増進課 精神保健係長	濱崎 真理	
7	福岡県立柳河特別支援学校	教諭	中谷 三紀	教育・雇用機関 関係者
8	大牟田公共職業安定所	統括職業指導官	奥田 幸二	
9	柳川市障害者協議会	柳川市身体障害者福祉協会 会長	伊藤 秋光	障がい当事者 団体関係者
10	〃	全国ポリ才会連絡会	城村 尋恵	
11	〃	柳川市障がい児(者)親の会 「さくらんぼ」会長	柁島 フチ子	
12	〃	みやま市柳川市精神障害者 地域家族会 友和会 会長	中村 昭則	
13	〃	柳川市発達障がい児(者) 支援親の会「ひまわり」代表	大曲 ゆかり	
14	柳川市民生委員児童委員 協議会	障がい者部会	浦 幸子	地域ケアに関する 学識経験者

第6期柳川市障がい福祉計画  
第2期柳川市障がい児福祉計画

<発行年月>令和3（2021）年3月

<編集・発行>柳川市 保健福祉部 福祉課

〒832-8601

福岡県柳川市本町 87 番地 1

電話番号：0944-77-8514